

平成27年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

平成27年3月16日（月曜日） 午後 4時開会

出席議員（14名）

1番 小川ひろみ	2番 早坂 豊弘	3番 佐藤 貢
4番 斎藤 一郎	5番 佐々木春樹	6番 赤間しづ江
7番 高橋 浩之	8番 細川 幸郎	9番 佐藤 正志
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 細川 運一	14番 萩原 達雄	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 跡部 昌洋	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
財務調整監 織田 四郎	住民税務課長 和泉 文雄
農林建設課長 斎藤 浩	企画商工課長 文屋 寛
都市計画課長 松木 浩一	教育学習課長 佐々木 修
会計管理者 木村 祐喜	保健福祉課班長 早坂紀美江

事務局出席職員氏名

事務局長 斎藤 善弘 書記 西村 清二 書記 佐々木 敬

議事日程（第3号）

平成27年3月16日（月曜日）午後4時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 発議第2号 大衡村長の不信任決議案について

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）と同じ

午後4時15分 開会

議長（萩原達雄君） 本日は休会の日であります、議事日程にあります案件が提出されましたので、特に会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君を指名いたします。

議長（萩原達雄君） 本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木金彌委員長、登壇願います。

[議会運営委員長 佐々木金彌君 登壇]

議会運営委員長（佐々木金彌君） ただいま提案されました件についてご報告いたします。

午後の全員協議会において、今回のマスコミ報道の件についてと題しまして、私ども議会に対しまして村長より報道された内容が事実と違うことを説明してほしいということで開会されたと思います。その後、その答えを聞きながら議員全員が討議を行い、最終的にこれから議会としてどのような行動をすべきかという一人一人の議員の意見を聞きました。その上で議会運営委員会にその方向性を託されたわけでございます。

その結果、本日ここに跡部昌洋村長の解職を請求する、不信任をするという結果に至りましたので、本会議の招集ということになりました。

以上、ご報告申し上げます。

日程第2 発議第2号 大衡村長の不信任決議案について

議長（萩原達雄君） 日程第2、発議第2号、大衡村長跡部昌洋君不信任決議案について議題といたします。

本案の朗読をさせます。事務局。

事務局書記（佐々木 敬君）

発議第2号

平成27年3月16日

大衡村議会議長 萩 原 達 雄 殿

提出者	大衡村議会議員	佐々木 金 彌
賛成者	同 上	小 川 ひろみ
賛成者	同 上	早 坂 豊 弘
賛成者	同 上	齋 藤 一 郎
賛成者	同 上	佐々木 春 樹
賛成者	同 上	赤 間 しづ江
賛成者	同 上	高 橋 浩 之
賛成者	同 上	細 川 幸 郎
賛成者	同 上	佐 藤 正 志
賛成者	同 上	山 路 澄 雄
賛成者	同 上	細 川 運 一

大衡村長の不信任決議案

上記の案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

議長（萩原達雄君） ここで、本案に係る提出者に説明を求めます。佐々木金彌君、登壇願います。

[12番 佐々木金彌君 登壇]

12番（佐々木金彌君） ただいまの提案理由をさせていただきます。

本件は、大衡村長の不信任決議案であります。内容としまして、本議会は大衡村長跡部昌洋君を信任しない。以上、決議する。平成27年3月16日。大衡村議会。ということであります。

理由といたしまして、村職員から原告代理人弁護士を通じて示されたハラスメント提訴に係るマスコミ等の内容について、本議会は村長の説明を求めました。しかしながら、議会、村民を納得させる回答は得られませんでした。議員の討議の結果、村長の不信任を提案するものであります。そして、賛同する議員に署名をいただきながら、議会運営委員長である私が提案者となつた次第であります。

以上で説明を終わります。

議長（萩原達雄君） これより本案について質疑を行います。質疑は提出者に対して行います。

質疑ございませんか。遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） 今、議会運営委員長から不信任案が提出されました。しかし、今、議会中であります。この中で、これ以上これによって諸事業が空白を生じます。それで、この不信任案の提出を19日まで、議会終了まで待てなかつたことはまことに残念であります。

よつて私はこの提案に対し反対するものであります。

議長（萩原達雄君） 質問ではございませんね。提出者に対しての質問ですか。ではないですね、今のはね。

質疑ございますか。その他。（「なし」の声あり）質疑がないようであります。これで質疑を終結し、直ちに採決いたします。

発議第2号、大衡村長跡部昌洋君不信任決議案について討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。遠藤昌一君、登壇願います。

[10番 遠藤昌一君 登壇]

10番（遠藤昌一君） ただいま不信任案が提出されました。ただいま予算審査中であります。これによって相当の事業が執行されなくなり、もろもろに支障を来すものであります。よつて私は19日の議会終了まで待つていただけないかと思うところであります。この提案に對しては反対するものであります。以上です。

議長（萩原達雄君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。山路澄雄君、登壇願います。

[11番 山路澄雄君 登壇]

11番（山路澄雄君） 私は、本案に賛成の立場で討論を行うものであります。

この問題、新聞等マスコミの報道以来、村長は何ら明確なる説明もなさらず、本日の議会全員協議会でも事の真相を明らかにする協力を全くせず、ここに至つたことは非常に残念であります。賛成議員全員、断腸の思いで今後の村発展の基礎となるためここに村長不信任案を提案したものです。

遠藤議員は予算成立の問題をおっしゃいますが、10日間の余裕があつてその中で議会が解散されるのも、それは村長の権限ですからやむを得ませんが、その10日間の間で、議員一致協力して予算案の成立に努力したいと思います。議員諸兄の賛同をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（萩原達雄君） 次に、本案に反対者の発言を許します。反対討論ありますか。（「なし」の声あり）反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）賛成討論なしと認めます。これで討論を終結し、発議第2号、大衡村長跡部昌洋君不信任決議案について採決を行います。

議場を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（萩原達雄君）この採決は起立によって行います。

あらかじめ申し上げます。村長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上の者が出席し、そのうち4分の3以上の者の同意を必要とするものであります。特別議決でありますのであらかじめご承知おきをお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は13名であります。1名退席でありますので私も含めて13名であります。したがって議員数の3分の2以上であります。また4分の3は10名であります。

お諮りします。これにご異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（萩原達雄君）異議なしと認めます。

それでは、直ちにこれより採決をいたします。

お諮りいたします。本決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（萩原達雄君）起立12名であります。4分の3以上に達しました。したがって、大衡村長跡部昌洋君不信任の決議は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午後4時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員